

3

参考となる学習活動

(3) 人権基準を学ぶ編

人権とは人間であれば誰もが持っている権利です。しかし、私たちは、どのような権利を持っているのか、案外知らないのではないのでしょうか。

権利を知るということは、判断基準(ものさし)を身につけることです。世界中すべての人が人権を知り、そのものさしで、「どこの」「だれの」「どんな」人権が「なぜ」守られていないかを見抜き、人権が満たされた状態を実現するようにしていくことが大切です。また、人権は、人権を侵害されて苦しんでいる人たちが声をあげて社会の共通のルールとなった財産です。人権を大切にしていくのは私たちの責任です。

ここでは、人権についての基本的な考え方や世界人権宣言などの人権基準についての学習を紹介します。

(人権基準を学ぶ学習活動は、テーマ学習編「いっしょに考えよう大切なこと」P43「この子の願い」P67にも掲載しています。)

1 無人島へ行こう

2 人権のオンパレード

3 カードで学ぶ世界人権宣言

4 活字メディアにおける多元主義

参考「世界人権宣言とは」

次の「人権」の原則を念頭において指導にあたりましょう。

「人権」の原則

「すべての人権は、普遍的且つ不可分であり、相互に依存し且つ関連している」

- 1 人権は、人種、性、身分などに関係なく、人間であるというただそれだけで、誰もが持っているものです。(普遍性)
- 2 人権は、ひとまとまりのものとして成立しています。つまり、一部分を優先して受け入れたり、不都合なものだからと一部分を拒否することができないということです。(不可分性)
- 3 すべての権利は相互に関わり合い、補強しあっています。(相互依存性)

(1993 国連世界人権会議にて採択「ウィーン宣言及び行動計画」)

1 無人島へ行こう

小学校一～高

ねらい

・人が生きていく上で必要なものや欲しいものを考え、それが権利につながっていることに気づく。

準備物

模造紙(グループ数分)、ふせん紙(1人10数枚)

学習活動

……(4人程度のグループ学習)

1

無人島で生活するために何を持っていくかを考え、「必要なもの」と「欲しいもの」をそれぞれ1人5つずつふせん紙に書き出す。

・無人島に行く条件や無人島の環境を伝えましょう。

- 例 無人島に行く条件
 - ・持って行けるものは「必要なもの」5つ、「欲しいもの」5つ。
 - ・5年間4人で暮らす。など
- 例 無人島の環境
 - ・豊かな自然がある。危険な猛獣はいない。
 - ・1年を通じて気温は20度くらい。
 - ・テレビ等の電波は届かない。など



2

個人が書いたカードを紹介し合い、グループで持っていくものをそれぞれ5つずつに絞り込む。

・意見を調整することを大切にさせましょう。

3

グループごとに「持っていくもの」と「考えた理由」を発表する。

・意見を板書していきましょう。

(板書例)	1班	2班
必要なもの	ナイフ、ビニールシート、ろ過器、虫眼鏡、釣り道具	
欲しいもの	愛読書、家族の写真 ……	

4 ふりかえり

- ・ 友だちはどう考えたか、それに対して自分はどう思ったかを言葉に表すよう促しましょう。また、意見調整の際に、自分自身がどういう発言の仕方をしたか、人の話をしっかり聴けたかなどについても振り返ることも大切です。
- ・ グループで振り返ったことを全体で共有できるよう発表の場を持ちましょう。

5 世界人権宣言と照らし合わせる。

- (1) 世界人権宣言(『気づく・学ぶ・広げる人権学習』P122・123 ページ)を配り、読み合わせる。
- (2) 「必要なもの」「欲しいもの」としてあげたものが、世界人権宣言に書かれているかを照らし合わせる。
- (3) 照らし合わせた後、感じたことを話し合う。

ポイント

- 「必要なもの」は、衣・食・住などに関係し、人が生きていく上で最も基本的なものであり「社会権」につながっていることを伝えます。これらは、同じものがすべての人に平等にあった方がいいと考えられます。
- 「欲しいもの」は、趣味や心を健康にするものなど「自由権」にあたり、生活を豊かにするものであることを伝えます。個人によって違ってあたりまえの要求であると考えられます。
- 「人権」とは、「人が生きていく上であたりまえのこととして認められていること」ということを伝えていきましょう。
- この学習活動は、グループ内で合意を形成するというトレーニングの意味も含んでいます。グループで話し合ったとき、自分はどのようなかわり合いをしていたかも振り返る視点を持つよう伝えましょう。

ちょっとした工夫で・・・

- ・ 人間が、人権に結びついていることを考える学習活動は、『気づく・学ぶ・広げる人権学習』に「欲しいもの・必要なもの・権利」(P18)として掲載しています。
- ・ 「したいこと」や「欲しいこと」を考えると、「絵馬に願いを書く」「七夕の短冊に願いを書く」など、児童生徒が考えやすいようひと工夫して試してみてください。

2 人権のオンパレード

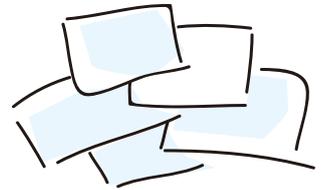
中学校～高校

ねらい

- ・人権とは何かを、社会に存在する人権問題をとおして理解する。

準備物

A4判用紙1枚を8等分(縦2つ折、横4つ折)したカード(1人に付き16枚配布)



学習活動

……………(4人以上のグループ学習)

1

「人権」の意味を考える。

- ・「人権は具体的なもの」という説明をしましょう。



人権を英語で言うと、"human rights"と"s"がつきます。英語では、数えられる名詞にだけ"s"がつきます。つまり、人権というのは抽象的なものではなく、数えられるくらい具体的なものです。(参照『気づく・学ぶ・広げる 人権学習』P9)

2

社会にある人権問題をカード1枚に1つずつ書く。(約5分)

- 例 「～の人権」「～の権利」「～の問題」「～差別」等

- ・何枚か白紙でカードを残しておいてもよいこと伝えましょう。
- ・あまり知られてなさそうな課題を書いておくと有利であると伝えておきましょう。

3

書き上げたカードをトランプのように持ち、1人ずつ手持ちのカードを1枚読み上げて机に出していく。

- ・まず、ルールを伝えましょう。
 - ① 出されたカードと同じ内容や、よく似た内容のカードを持っていたら、無効となるので、手持ちから外し、まわりに置く。(誰もが書いていそうなカードを先に出すと有利になります。)
 - ② 他の人が出したカードを見て、「そんな人権があるのなら、こんな人権もあるのではないか」と思いついた場合は、白紙のカードに書いて、手持ちに加えてもよいこととする。
 - ③ 手持ちのカードが無くなった人から抜けていき、最後まで残った人を勝ちとする。
 - ④ 注意点：相手の出したカードの意味を詳しく聞くのはよいが、それが人権問題かどうか判断するのはこの時間ではしないこととする。
- ・カードは、積み上げていくのではなく、全体が見えるように置くように伝えましょう。

人権のオンパレード

説明とルール

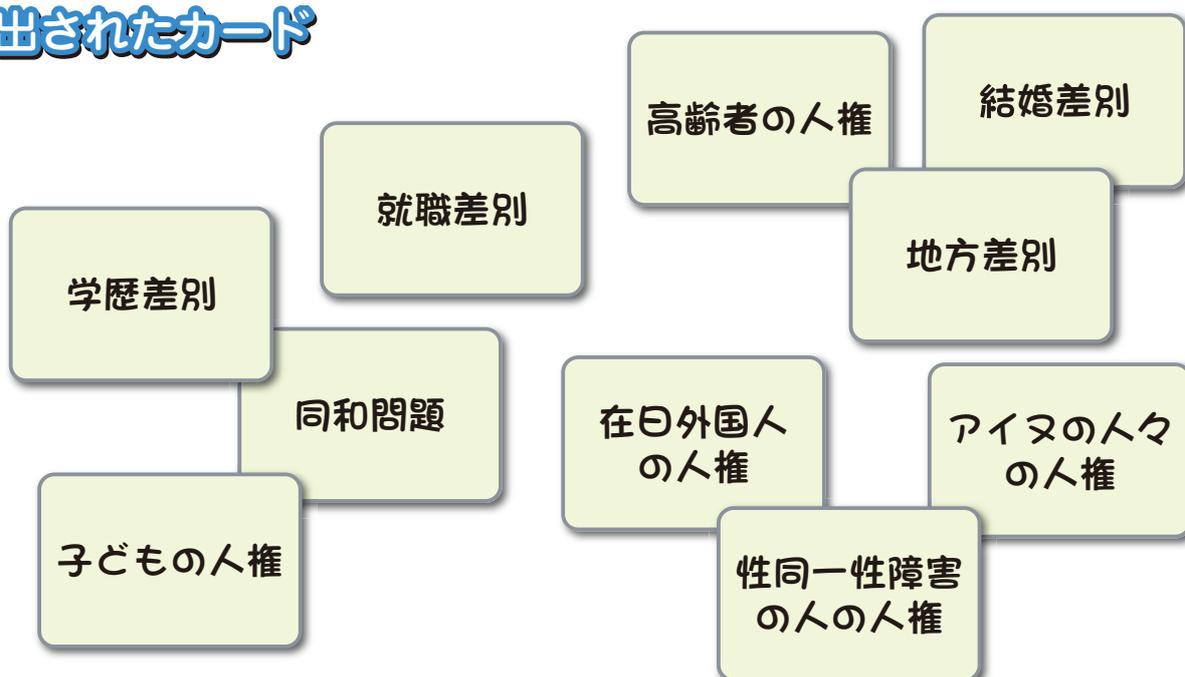
1 カードに書いた人権問題を紹介していき、最後まで残った人が勝ち。

2 同じ内容のカードが出されたら、自分のカードは無効となるのでそのまわりに置く。

4 ふりかえり

- ・各グループで、どのようなカードが出されたか読み上げてもらい、板書しましょう。
- ・知らない項目がないか聞き、あれば書いた人に説明してもらいましょう。
- ・世界人権宣言（『気づく・学ぶ・広げる 人権学習』P122～P123）を読み、出された人権問題が書かれているか調べさせましょう。
- ・最初にカードを作るとき、「なぜあまり書けなかったのだろう」と問いかけてみましょう。

出されたカード



ポイント

- 人権は「どこか」の「だれか」によって与えられたのではなく、人権を侵害されて苦しんでる人が声をあげて獲得し、その後「すべての人の権利」として社会の共通のルールとなったものであること理解させましょう。

3 カードで学ぶ世界人権宣言

中学校～高校

ねらい

- ・ 人権とは具体的にどのようなものか、世界人権宣言の 30 条の条文を分類することによって理解する。

準備物

世界人権宣言のカード（グループ数分）

学習活動

・・・・・・・・・・（4 人程度のグループ学習）

1

それぞれの「世界人権宣言カード」の共通点を見出して分類し模造紙に貼る。

- ・ 世界人権宣言のカードは、『気づく・学ぶ・広げる 人権学習』（P122～P123）を活用しましょう。

2

分類したものにタイトルをつける。



3

どのように分類したか結果をグループごとに発表する。

- ・ 正解があるのではなく、分類するという作業をとおして世界人権宣言の内容を深く読んでいくことを目的としていることを伝えましょう。
- ・ 「世界人権宣言」について、成立過程や内容について説明しましょう。
- ・ 成立過程については、国際連合制作ビデオ「世界中のすべての人々のために－世界人権宣言のできるまで－」があります。「人権」という考え方がどのようにして生まれたのか、また、真に普遍的な文書を作成するために国際社会がどのようにして言葉や文化そして冷戦の障壁を乗り越えてきたかを教えてください。
- ・ 内容については、そのときの児童生徒の実態や社会の情勢にあわせて、1 つを取り上げ、深く考える時間を取ることも効果的な学習につながります。
- ・ 世界人権宣言については、「世界人権宣言とは」（P134）を参考にしましょう。

4

ふりかえり

- ・ 世界人権宣言で認められた人権が、自分たちの暮らしの中でどのように生かされているか、あるいは不十分な点がないかを考えさせましょう。

ポイント

- カードを分類するのは時間と労力がかかりますが、グループで意見を交換しながら世界人権宣言を読むことは、内容の理解を深めることにつながります。どのように考えたかを大切にしよう伝えましょう。
- 世界人権宣言は、すべての国のすべての人を対象とした人権のリストですが、法的拘束力がありません。そこで、国連では、世界人権宣言を基礎にして様々な国際人権関係条約を作ってきました。
- どのような条約があるかを調べさせましょう。
世界人権宣言には、市民的・政治的権利 1～21 条、経済的・社会的及び文化的権利 22～30 条が書かれており、こうした権利は、それぞれ「国際人権規約」の B 規約（自由権規約）、A 規約（社会権規約）にまとめられています。

3 活字メディアにおける多元主義

中学校～高校

ねらい

・活動的で深くものを考える市民になるために、1つの情報だけでなく、複数の情報源にあたってみることの重要性に気づく。

準備物

同じ日に発行された3～4社の日刊新聞の一面記事、A4程度の紙、模造紙

学習活動

……(4人程度のグループ学習)

- 1 各グループで、配られた新聞の1面記事のレイアウト、見出し、ある事件の重要度(紙面のスペースでわかる)を詳しく調べる。
- 2 各グループは、調べてわかったことを要約して紙に書き出す。
- 3 クラス全体に発表する。
- 4 全グループの発表を聞いて、感じたことをグループでまとめ、模造紙に書く。

・後で掲示することを伝え、わかりやすく表現するよう工夫させましょう。

・できあがったら、新聞の1面記事と各グループのまとめが書かれた模造紙を掲示しましょう。

発展

○ジャーナリストかコミュニケーションの専門家を学校に招き、情報の受け取りや提供にかかわる倫理規定について話してもらいましょう。

○「検閲」について、ディベートを行いましょう。ディベートのテーマ「創作物や芸術作品の内容について判断するような機関が、あった方がいいと思うか、いらないと思うか」

○みんなで学校新聞に記事を執筆したり、自分の意見を書いて新聞社に投書したりします。その際、子どもの権利条約第13条で述べられている「表現の権利が制限される場合」に考慮するよう注意を促しましょう。

ポイント

■ 情報に関する権利には、2つの重要な側面があります。まず1つは、「制約を受けずに情報を伝える権利」です。もう1つは、「オープンに情報を受け取る権利」です。情報に関する権利のこれらの2つの側面は、相互に関係するものであり、双方向的といえるでしょう。つまり、情報提供することと情報を集めることは、同じコインの表と裏なのです。

■ もし、「情報を発信する自由」が存在しなければ、その社会全体の「情報を受け取る権利」が保障されないでしょうし、社会が民主的に機能することもないでしょう。

■ 情報に関する権利は、市民的・政治的権利であり、文化的権利でもあります。

- 世界人権宣言 第19条【表現の自由】
- 子どもの権利条約 第13条【表現・情報の自由】
- 国際人権規約(自由権規約) 第19条【表現の自由】

参考：「参加型で学ぶ 中高生のための世界人権宣言」ユネスコ編 松波めぐみ訳 明石書店

世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights) とは

20世紀に大きな戦争を2つも経験した人類は、人権問題は、それぞれの国の問題としてだけでは解決できない、人種や民族による差別を放置したままでは平和は達成できない、という大きな教訓を得ました。そこで、世界の平和をめざし国際連合を設立し、国際連合を中心に、世界中のすべての人が持つ「人間としての権利」を定め、保障していこうと議論を重ね、合意に達した事柄を1948年12月10日に国連総会で「世界人権宣言」として採択しました。

英語では、"Universal Declaration of Human Rights" と言います。"Universal" は、「普遍的」、もっと簡単に言うと「どこでも、誰でも」という意味です。世界中の誰もがここに宣言された権利を持っているということです。もちろん私たちも持っています。

「私の」「あなたの」大切な人権です。どんな権利があるのか「世界人権宣言」を読んでみましょう。

世界人権宣言は、後に法律(条約)になることを想定して書かれています。ヨーロッパでは、個々の具体的な取り組みに端を発しながら、それを個々の問題としてすませるのではなく、そこから見えてきた大切な概念を、すべての人が持つ権利として共有するために言葉にし、法律や条約にしてきました。権利が法律の形で示されることで、社会の共通の基準となるとともに、侵害されたときにはその回復や保障を求めることが出来るようになったのです。(「世界人権宣言」がわかりにくいとすると、法律的な言葉で書かれているからかもしれません。)

「世界人権宣言」の理念は、国際条約として「国際人権規約」(1966年採択)に具体化されました。この規約は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)」とに分けられています。A規約は、個人の自然的(身体的)・物質的・文化的幸福(福祉)に関係する権利＝「安全」を志向する権利であり、B規約は、私的自由や社会参加の自由に関する権利＝「自由」を志向する権利です。国によって、どのような権利を重視するかで批准の仕方が違ってきます。日本は、1979年に両規約とも批准しています。

法律で決められているからではなく、自分たちで安心して居心地よく、自分らしく暮らせるよう、自分たちで決めたルールだからこそ大切にしたいものです。そのためにも、自分たちがどんな権利を持っているか知ることが大切です。